

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[7] ジメチルジスルフィド（別名：ジメチルジスルファン） 初期環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：12/17(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：12/17(欠測等：0) 検出範囲：nd～16 検出下限値範囲：0.66～3.4 検出下限値：3.4 要求検出下限値：19,000	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	※2.4	0.66
	秋田県	2	秋田運河（秋田市）	4.2	0.66
	山形県	3	最上川河口（酒田市）	3.9	0.66
	千葉県	4	市原・姉崎海岸	5.2	0.66
	東京都	5	荒川河口（江東区）	※2.1	0.66
		6	隅田川河口（港区）	7.3	0.66
	横浜市	7	横浜港	7.0	0.66
		8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	16	0.66
	新潟県	9	信濃川下流（新潟市）	nd	3.4
	愛知県	10	名古屋港潮見ふ頭西	9.9	0.66
	名古屋市	11	堀川港新橋（名古屋市）	11	0.66
	大阪府	12	大和川河口（堺市）	6.8	0.66
	神戸市	13	神戸港中央	※2.4	0.66
	和歌山県	14	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	3.4	0.66
	山口県	15	徳山湾	5.6	0.66
	福岡市	16	博多湾	5.1	0.66
	大分県	17	大分川河口（大分市）	nd	0.66

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、

「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

(注4) ※：参考値（調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない。）